

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-45)

別紙1

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等				担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当 参事官室 環境再生施設整備 担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	中野哲哉(環境再生 事業担当参事官) 内藤冬美(環境再生 施設整備担当参事 官)		
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。				政策体系上の 位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処				
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。				目標設定の 考え方・根拠	・今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について ・放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針 ・各市町村毎の特別地域内除染実施計画 ・「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」等	政策評価実施予定時期	令和6年8月		
測定指標	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
1 除染特別地域において返地した除去土壌等の仮置場等の総数	331箇所	長期的な目標	-	-	-	-	-	-	-	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定
2 福島県外で発生した除去土壌の処分量	福島県外で発生した除去土壌の処分の完了	長期的な目標	-	-	-	-	-	-	-	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定
3 中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の輸送及び処理の推進	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の完了	長期的な目標	-	-	-	-	-	-	-	令和5年度の中間貯蔵施設事業の方針等に沿って設定
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号		
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度						
(1) 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施 (平成23年度)	45,310 (41,542)	28,445 (23,548)	24,456 (14,298)	16,929	1, 2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20230426145226.html	0136			
(2) 中間貯蔵施設の整備等 (平成23年度)	525,901 (503,124)	157,435 (145,655)	214,395 (198,818)	178,646	3	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20230426145226.html	0137			
施策の予算額・執行額	571,211 (544,666)	185,880 (169,203)	238,851 (213,116)	195,575	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・総理所信表明演説「原発事故で大きな被害を受けた福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除されたことに続き、先月から中間貯蔵施設が稼働しました。除染土壌の搬入を進め、2020年には身近な場所から仮置き場をなくします。」(平成29年11月・抜粋)			